

高松市・牟礼町合併協議会

## 第5回会議資料

日 時：平成16年7月14日（水）

午後1時30分

場 所：高松市役所 13階 大会議室

## 目 次

### ( 報 告 事 項 )

報告第 7 号	建設計画の構成について -----	1
---------	-------------------	---

### ( 協 議 事 項 )

協議第 2 号	合併の期日（協定項目第 2 号）について （第 4 回会議提案：継続協議） -----	6
協議第 3 号	新市の名称（協定項目第 3 号）について （第 4 回会議提案：継続協議） -----	9
協議第 4 号	新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について （第 4 回会議提案：継続協議） -----	1 0
協議第 5 号	財産の取扱い（協定項目第 5 号）について -----	1 1
協議第 6 号	町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について -----	1 7
協議第 7 号	慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）について -----	2 1
協議第 8 号	特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 1 5 号） について -----	2 6

### ( そ の 他 )

高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について -----	2 9
-------------------------------	-----

報告第7号

建設計画の構成について

建設計画の構成について、別紙のとおり報告する。

平成16年7月14日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田 昌三

(別紙)

## 建設計画の構成

### 序論

- 1 合併の考え方
- 2 計画作成の方針【議案第15号 平成16年6月10日原案承認】

#### (1) 計画の趣旨

高松市と牟礼町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を作成し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

#### (2) 計画の構成

合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

#### (3) 計画の期間

施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後、おおむね10年間について定める。

#### (4) 計画の区域

原則として牟礼町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

### 高松市と牟礼町の概況

- 1 位置と地勢
- 2 人口と世帯数
  - (1) 人口と世帯数の推移(国勢調査)
  - (2) 年齢階層別人口の推移(国勢調査)
  - (3) 産業別就業者人口の推移(国勢調査)

### 3 交流人口

通勤通学（国勢調査）

### 4 広域行政

広域行政の取り組み

## 基本方針

#### 1 新しいまちづくり

(1) 市の将来像

(2) 牟礼町地域の役割

#### 2 基本目標

建設計画に盛り込む主要事業等を検討していく中で、施策体系を整理し、基本目標を定める。

##### 【例示】

都市基盤、生活環境、教育・文化、保健・医療と福祉、産業、コミュニティ、行財政の効率化

#### 3 施策体系

基本目標に基づき、施策体系を定める。

## 施策

施策体系に沿って、その基本方向と具体的施策を整理（県事業を含む）

1 事業名

2 事業内容

3 概算事業費（10か年間）

「主要事業等の調査」に基づき検討する。

## 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備の検討は、行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する。

財政計画
------

建設計画の期間の財政計画を作成する。

**財政計画作成上の留意事項【議案第15号 平成16年6月10日原案承認】**

財政計画については、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成するものとする。

**【参考 / 両市町の総合計画の概要】**

	高松市	牟礼町
名 称	新・高松市総合計画	第4次牟礼町長期振興計画
キャッチフレーズ	笑顔あふれる 人にやさしいまち 高松	快適生活都市 牟礼
計画期間	平成12年度～平成23年度	平成13年度～平成22年度
まちづくりの目標	環境共生型まちづくりへの転換 少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり 心豊かな生活のための場と人づくり 豊かで活力あふれる産業の振興 広域・交流拠点性の強化 地域みずからのまちづくり	福祉・・・支え合い、やさしさあふれる町づくり 教育・・・学び合い、ゆたかな心を育てる町づくり 環境・・・創り合い、安心して暮らせる町づくり 産業・・・磨き合い、活力みなぎる町づくり 行政・・・語り合い、ともに築く町づくり

### 建設計画の構成に係る先進地域等の事例

福山市・新市町合併建設計画	新潟市・黒埼町合併建設計画	新市建設計画 新居浜市・別子山村	新市まちづくり計画 高知市・鏡村・土佐山村	合併協議会運営の手引きより
<p>1 序論</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(2) 合併の効果等</p> <p>(3) 計画策定の方針</p> <p>2 両市町の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 人口と世帯等</p> <p>3 まちづくりの基本方針</p> <p>(1) 新しいまちづくりと新市町地域の位置付け</p> <p>(2) まちづくりの方向</p> <p>(3) 新市町地域の地域別の整備方針 自然共生ゾーン(北部地区) 地域中核拠点ゾーン(南部地区)</p> <p>4 まちづくり計画</p> <p>(1) いきいきした健康福祉のまちづくり</p> <p>(2) 快適な生活環境づくり</p> <p>(3) 未来を担う豊かな人づくり</p> <p>(4) 豊かな暮らしを支える産業の振興と都市基盤施設の整備</p> <p>5 財政計画</p> <p>6 事業費総括表</p>	<p>1 新潟市・黒埼町合併建設計画の概要</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>(2) 構成</p> <p>(3) 期間</p> <p>2 合併の必要性と効果</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(2) 合併の効果</p> <p>3 まちづくりの基本方針</p> <p>(1) 新しいまちづくり</p> <p>(2) 黒埼町地域の役割</p> <p>(3) 黒埼町地域各地区の特性と土地利用の方針</p> <p>4 まちづくり計画</p> <p>(1) 福祉</p> <p>(2) 環境・安全</p> <p>(3) 教育・文化</p> <p>(4) 産業</p> <p>(5) 都市基盤</p> <p>5 概算事業費</p> <p>6 財政計画</p>	<p>1 序論</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(2) 計画策定の方針</p> <p>2 新居浜市・別子山村の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 人口と世帯</p> <p>(3) 産業の推移と動向</p> <p>3 建設の基本方針</p> <p>(1) 建設の目標</p> <p>(2) まちづくりの方向</p> <p>(3) 別子山村地域の役割と整備方針</p> <p>(4) 新居浜市地域の役割と整備方針</p> <p>(5) 土地利用構想</p> <p>4 新市の施策</p> <p>(1) 自然環境の保全と活用</p> <p>(2) 都市基盤の整備</p> <p>(3) 生活環境の整備</p> <p>(4) 保健・医療と福祉の充実</p> <p>(5) 教育・文化・スポーツの充実</p> <p>(6) 産業の振興</p> <p>(7) 定住促進事業</p> <p>5 施設の配置方針</p> <p>6 財政計画</p>	<p>1 合併の必要性</p> <p>(1) 社会背景</p> <p>(2) 3市村での合併の必要性</p> <p>2 計画策定の方針</p> <p>(1) 計画策定の趣旨</p> <p>(2) 計画の構成</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>3 新市の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 面積</p> <p>(3) 人口・世帯数</p> <p>(4) 産業</p> <p>4 まちづくりの基本方針</p> <p>(1) まちづくりの方向</p> <p>(2) 土地利用</p> <p>(3) 公共施設等の配置</p> <p>5 主要施策</p> <p>・主要施策の体系と対象事業</p> <p>新しい価値を創造発信するまち いきいきと輝き安心して暮らせるまち 環境と共生する安全で快適なまち 実現に向けてのしくみづくり</p> <p>6 財政計画</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 財政計画の概要</p>	<p>1 序論</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現</p> <p>(2) 地方分権の進展と行財政基盤の強化</p> <p>(3) 地域の地方中心都市の形成</p> <p>(2) 計画策定の方針</p> <p>(1) 計画の趣旨</p> <p>(2) 計画の構成</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>2 2市の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 人口と世帯</p> <p>3 建設の基本方針</p> <p>(1) 建設の目標</p> <p>(2) まちづくりの方向</p> <p>(3) 土地利用構想</p> <p>4 建設計画</p> <p>(1) 都市基盤の整備</p> <p>(2) 生活環境の整備</p> <p>(3) 教育・文化の振興</p> <p>(4) 保健・医療と福祉の充実</p> <p>(5) 産業の振興</p> <p>(6) コミュニティの推進</p> <p>(7) 行財政の効率化</p> <p>5 公共的施設の統合整備</p> <p>6 財政計画</p> <p>(1) 前期財政計画</p> <p>(2) 後期財政計画</p>

協議第 2 号（第 4 回会議提案：継続協議）

合併の期日（協定項目第 2 号）について

合併の期日（協定項目第 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

平成 1 6 年 6 月 1 0 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 号	合併の期日について
<p>合併の期日は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの早い日为目标とする。 ただし、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

( 資料 1 )

1 合併の期日を決定することの意義

- (1) 合併協議を着実に進めていくための目標を設定することになる。
- (2) 建設計画の期間の始期を明確にすることになる。

2 合併の期日を決定するに当たっての留意点

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。

合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、平成 17 年 3 月 31 日までに合併するか、平成 17 年 3 月 31 日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、同法の期限である平成 18 年 3 月 31 日までに合併する必要がある。

- (2) 合併の手続きに要する期間を考慮すること。

合併するためには、合併協定書の調印後、高松市及び牟礼町の両議会において、合併議案の議決が行われてから、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

- (3) 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を想定すること。

- ・ 電算システムの統合や条例・規則の改正など、合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
- ・ 年度末を合併の期日とした場合、合併による両市町の決算処理は、出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
- ・ 合併の前日まで、現行の電算システムを稼働しながら、合併の期日から統合した新システムに移行するためには、休日を利用して移行・検証作業を行うことが適当である。

( 資料 2 )

## 合併の期日の事例

### 1 平成11年度以降に合併した先行事例

合併期日	合併後の市の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成11年 4月 1日(木)	篠山市	4町	新設	平成 9年 4月 1日
平成13年 1月 1日(月)	新潟市	1市1町	編入	平成11年12月21日
平成13年 1月21日(日)	西東京市	2市	新設	平成11年10月11日
平成13年 4月 1日(日)	潮来市	2町	編入	平成11年 8月23日
平成13年 5月 1日(火)	さいたま市	3市	新設	平成12年 4月29日
平成13年11月15日(木)	大船渡市	1市1町	編入	平成13年 7月16日
平成14年11月 1日(金)	つくば市	1市1町	編入	昭和63年 2月 8日
平成15年 2月 3日(月)	福山市	1市2町	編入	平成14年 1月21日
平成15年 3月 1日(土)	廿日市市	1市1町1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	静岡市	2市	新設	平成10年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	新居浜市	1市1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	呉市	1市1町	編入	平成14年 4月 4日

### 2 今後、合併が予定されている事例

合併期日(予定)	協議会の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成16年11月 1日(月)	西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会	2市2町	新設	平成14年10月 1日
平成16年11月 1日(月)	鹿児島地区合併協議会	1市5町	編入	平成15年 1月24日
平成17年 1月 1日(土)	高知市・鏡村・土佐山村合併協議会	1市2村	編入	平成15年 1月24日
平成17年 1月 4日(火)	長崎地域合併協議会	1市6町	編入	平成14年10月 1日
平成17年 3月22日(火)	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	1市2町	新設	平成15年 4月 1日
平成17年 7月 1日(金)	天竜川・浜名湖地域合併協議会	3市8町1村	編入	平成15年 9月29日
平成17年10月 1日(土)	加賀市・山中町合併協議会	1市1町	新設	平成15年10月21日
平成17年10月11日(火)	観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	1市2町	新設	平成16年 4月 1日

協議第3号（第4回会議提案：継続協議）

新市の名称（協定項目第3号）について

新市の名称（協定項目第3号）を次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

平成16年6月10日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第3号	新市の名称について
新市の名称は、高松市とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 号（第 4 回会議提案：継続協議）

新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について

新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 6 月 10 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 4 号	新市の事務所の位置について
新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目 8 番 15 号とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 号

財産の取扱い（協定項目第 5 号）について

財産の取扱い（協定項目第 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 7 月 14 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 5 号	財産の取扱い
牟礼町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日 確認

(協議第5号資料)

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	5 財産の取扱い	
分類	公有財産	
現況		
項目	高松市	牟礼町
1 土地及び建物	(1) 行政財産 土地 7,059,362.79 m <sup>2</sup> 建物 1,067,260.20 m <sup>2</sup>  (2) 普通財産 土地 671,214.10 m <sup>2</sup> 建物 46,397.38 m <sup>2</sup>	(1) 行政財産 土地 288,599 m <sup>2</sup> 建物 56,413 m <sup>2</sup>  (2) 普通財産 土地 659,088 m <sup>2</sup> 建物 0 m <sup>2</sup>
2 有価証券	株券 738,333 千円 (3件)	該当なし。
3 出資による権利	5,034,252 千円 (内訳) 出資金 3,068,185 千円 出損金 1,966,067 千円	59,599 千円 (内訳) 出資金 6,380 千円 出損金 48,960 千円 拠出金 4,259 千円
4 債権	4,691,242 千円 (12件)	138,920 千円 (3件)
5 基金	19,394,564 千円	1,830,597 千円
6 起債残高	234,487,082 千円 (内訳) 一般会計 122,911,968 千円 特別会計 92,528,648 千円 企業会計 19,046,466 千円	10,027,257 千円 (内訳) 一般会計 4,891,903 千円 特別会計 4,850,210 千円 企業会計 285,144 千円

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案
牟礼町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。

数字は平成14年度末現在

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	5 財産の取扱い																																					
分類	財産区																																					
項目	現況																																					
	高松市	牟礼町																																				
1 管理会	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">弦打財産区</td> <td>区域面積</td> <td>7.05 km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>73,044 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>568 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>1,420 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td>7 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">雌雄島財産区</td> <td>区域面積</td> <td>4.06 km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>783,325 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>3,869 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>7,630 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td>7 人</td> </tr> </table>	弦打財産区	区域面積	7.05 km <sup>2</sup>	財産	山林	73,044 m <sup>2</sup>	立木	568 m <sup>3</sup>	管理基金	1,420 千円	財産管理委員定数	7 人	雌雄島財産区	区域面積	4.06 km <sup>2</sup>	財産	山林	783,325 m <sup>2</sup>	立木	3,869 m <sup>3</sup>	管理基金	7,630 千円	財産管理委員定数	7 人	該当なし。												
弦打財産区	区域面積		7.05 km <sup>2</sup>																																			
	財産		山林	73,044 m <sup>2</sup>																																		
			立木	568 m <sup>3</sup>																																		
		管理基金	1,420 千円																																			
財産管理委員定数	7 人																																					
雌雄島財産区	区域面積	4.06 km <sup>2</sup>																																				
	財産	山林	783,325 m <sup>2</sup>																																			
		立木	3,869 m <sup>3</sup>																																			
		管理基金	7,630 千円																																			
財産管理委員定数	7 人																																					
2 議会	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">鬼無財産区</td> <td>区域面積</td> <td>6.98 km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>990,071 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>8,330 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>59,259 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td>14 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">香西財産区</td> <td>区域面積</td> <td>4.11 km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>1,180,853 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>3,626 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>85,643 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td>12 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">下笠居財産区</td> <td>区域面積</td> <td>18.88 km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>1,361,390 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>7,183 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>136,747 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td>14 人</td> </tr> </table>	鬼無財産区	区域面積	6.98 km <sup>2</sup>	財産	山林	990,071 m <sup>2</sup>	立木	8,330 m <sup>3</sup>	管理基金	59,259 千円	議員定数	14 人	香西財産区	区域面積	4.11 km <sup>2</sup>	財産	山林	1,180,853 m <sup>2</sup>	立木	3,626 m <sup>3</sup>	管理基金	85,643 千円	議員定数	12 人	下笠居財産区	区域面積	18.88 km <sup>2</sup>	財産	山林	1,361,390 m <sup>2</sup>	立木	7,183 m <sup>3</sup>	管理基金	136,747 千円	議員定数	14 人	該当なし。
鬼無財産区	区域面積		6.98 km <sup>2</sup>																																			
	財産		山林	990,071 m <sup>2</sup>																																		
			立木	8,330 m <sup>3</sup>																																		
		管理基金	59,259 千円																																			
議員定数	14 人																																					
香西財産区	区域面積	4.11 km <sup>2</sup>																																				
	財産	山林	1,180,853 m <sup>2</sup>																																			
		立木	3,626 m <sup>3</sup>																																			
		管理基金	85,643 千円																																			
議員定数	12 人																																					
下笠居財産区	区域面積	18.88 km <sup>2</sup>																																				
	財産	山林	1,361,390 m <sup>2</sup>																																			
		立木	7,183 m <sup>3</sup>																																			
		管理基金	136,747 千円																																			
議員定数	14 人																																					

数字は平成14年度末現在

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題
--------

対応策
-----

調整案
-----

(参考資料)

市町の財産等に関する調書

(1) 土地及び建物

			高 松 市		牟 礼 町	
区 分			土地 (㎡)	建物 (㎡)	土地 (㎡)	建物 (㎡)
行政財産	公有財産	本庁舎	8,839.17	34,021.37	6,024.00	3,521.00
		消防施設	18,861.47	13,274.31	454.00	416.00
		その他の施設	303,338.65	119,320.50	79,036.00	6,778.00
	公共物財産	学 校	992,811.46	427,323.33	73,971.00	27,154.00
		公営住宅	498,222.65	236,072.17	-	-
		公 園	1,034,332.59	9,189.58	86,942.00	2,617.00
	その他の施設	4,202,956.80	228,058.94	42,172.00	15,927.00	
普通財産	山 林	255,026.00	-	268,745.00	-	
	宅 地	355,914.97	46,397.38	-	-	
	そ の 他	60,273.13	-	390,343.00	-	
計		7,730,576.89	1,113,657.58	947,687.00	56,413.00	

数字は平成14年度末現在

(2) 基金

		高 松 市		牟 礼 町	
区 分		基金積立現在額 (円)	区 分	基金積立現在額 (円)	
積立基金	財政調整基金	7,546,483,477	財政調整基金	1,007,180,610	
	減債基金	4,107,581,982	減債基金	99,345,241	
	生活環境施設整備基金	24,020,015			
	建設事業基金	1,057,769,998			
	市民会館建設事業基金	4,911,723,195			
	国民健康保険事業財政調整基金	0	国民健康保険財政調整基金	93,889,417	
	介護保険事業財政調整基金	1,081,801,000	介護保険財政調整基金	85,769,483	
	中小企業勤労者福祉共済基金	120,184,659			
			社会福祉ならびに教育振興等基金	280,488,300	
定額基金	用品調達基金	5,000,000			
	土地開発基金	540,000,000	公有地拡大基金	263,924,096	
計		19,394,564,326		1,830,597,147	

数字は平成14年度末現在

(資料)

## 財産の取扱い(協定項目第5号)について

先進地域の事例(参考10市)

### 平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例

新潟市

黒埼町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の財産は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

大船渡市

三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。ふるさと創生基金の用途については、三陸町の意味を尊重する。

つくば市

荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産(権利及び義務を含む)は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。

福山市

内海町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

廿日市市

佐伯町及び吉和村の所有する財産については、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。

新居浜市

別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。

新発田市

豊浦町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて合併後の新発田市(以下「新市」という。)に引き継ぐ。なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 財産の取扱い（協定項目第5号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、財産の取扱いについて確認した市 15市

#### 秋田市

合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。

また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

#### 岐阜市

羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の財産及び債務は、すべて岐阜市に引き継ぐものとする。

#### 堺市

美原町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

#### 福山市

沼隈町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

#### 長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町及び外海町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて長崎市に引き継ぐものとする。

#### 鹿児島市

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 6 号

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 7 月 1 4 日 提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 1 号	町名・字名の取扱い
牟礼町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「牟礼町牟礼」、「牟礼町大町」、「牟礼町原」とする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

現 況		
高 松 市	牟 礼 町	
1 町 数 203 2 大字数 0 3 高松市の住所表示は、次の2種類ある。 (1) 土地の地番を使用し、「番地」と表示する町名 高松市屋島西町1234番地12 など (2) 住居表示に関する法律に基づき、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号による「番号」により表示する町名 高松市番町一丁目2番3号 など	1 町 数 1(牟礼町) 2 大字数 3(牟礼、大町、原) 3 牟礼町の住所表示は、次のとおりである。 牟礼町大字牟礼1234番地12 など (大字) 4 参考(合併後) 高松市牟礼町牟礼1234番地12 (町名)	
先進地域の事例(参考10市)		
<table border="1"><tr><td>平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例</td></tr></table> <p>新潟市 黒埼町の町字名については、黒埼町の意向を尊重する。ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。</p> <p>潮来市(つくば市、新発田市は、同様) 潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。</p> <p>大船渡市 三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、「大字」は表示しないこととする。 字は、現行のとおりとする。</p> <p>新居浜市 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。</p>		平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例
平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例		

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、町名・字名の取扱いについて確認した市 11市

#### 岐阜市

岐阜市、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の町名・字名については、各市町の意向を尊重し、現行の町名・字名と紛らわしくないように調整するものとする。

#### 倉敷市

1 倉敷市の町名の名称は、現行どおりとする。

2 船穂町及び真備町の区域については、「浅口郡」、「吉備郡」を「倉敷市」に置き換え、現行の大字名から「大字」を表示しないこととする。

#### 高知市

鏡村及び土佐山村の区域の新市における町名は、現在の町名の前に、それぞれ鏡、土佐山を付けた町名とする。

ただし、土佐山村土佐山については、「高知市土佐山」とする。

#### 鹿児島市

1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとする。

2 5町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称について次の例により、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。

大字を町名とする。

大字の前に「吉田」、「桜島」、「喜入」、「松元」又は「郡山」をそれぞれ付けた町名とする。

新たな町名とする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

## 参 考

### 地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

### 手続

本条の処分は、合併の日に行うものであり、手続は、次のとおりである。

高松市長の提案

高松市議会の議決

知事への届出

知事の告示

効力発生

合併の日の施行を考えれば、合併の日を高松市長が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分をせざるを得なく、同日に知事に届出、同日に告示することになる。

大字を表示しない場合も本条の手続が必要

旧市町の字の区域及び名称をそのまま新市町の字の区域及び名称とする場合は、本条の手続を要しない。

(例 高松市牟礼町大字牟礼 1 2 3 4 番地 1 2 )

住居表示上、「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しないとする場合は、「大字」が固有名詞と考えられるので、本条の手続が必要となる。

協議第7号

慣行の取扱い（協定項目第12号）について

慣行の取扱い（協定項目第12号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年7月14日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第12号	慣行の取扱い
1	市章	高松市の市章を用いるものとする。
2	市民憲章	高松市の市民憲章に統一するものとする。
3	都市宣言	高松市の都市宣言に統一するものとする。 ただし、牟礼町の教育と文化の町宣言については、その趣旨を牟礼地区のまちづくりに生かしていく。
4	市木及び市花	高松市の市木及び市花を用いるものとする。 ただし、牟礼町の町木及び町花については、牟礼地区の木及び花とする。
5	イメージキャラクター	牟礼町のイメージキャラクター「与一くん」については、牟礼地区のイメージキャラクターとして引き継ぐものとする。

平成 年 月 日 確認

(資料)

慣行の取扱い(協定項目第12号)について

現 況	
高 松 市	牟 礼 町
<p>1 市章 </p> <p>中央に配した「高」の字体は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられたもので、外郭の松葉は、「松市」に通わせたもの。色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したもの。 (明治27年4月27日制定)</p> <p>2 市民憲章 高松市民のねがい (昭和55年9月25日制定) 緑明るい栗林公園 瀬戸のさざ波呼ぶ屋島 わたくしたちは 美しい自然と歴史にはぐくまれ あすにのびゆく高松市民です 四国の中心高松市を いっそう明るく住みよいまちにすることはわたくしたちみんなのねがいです そのために わたくしたちは誓って次のことにつとめます</p> <p>1 自然を愛し 清潔で美しいまちづくり 1 人の立場を大切に 迷惑をかけないまちづくり 1 家庭を明るく 青少年をのばすまちづくり 1 健康なからだを 心にうるおいのあるまちづくり 1 働く汗を尊び 力をあわせ 平和で豊かなまちづくり</p>	<p>1 町章 </p> <p>中央は、牟礼町の『ムレ』を図案化したもの。外部の3つの輪は旧3村(牟礼、大町、原)を表し、地区が一環となり互いに町勢発展を誓い合うことを象徴したものである。 (昭和37年1月1日制定)</p> <p>2 町民憲章 町民憲章 (昭和53年11月3日制定)</p> <p>一、つねに心と体を鍛え、健康で明るいまちにしましょう。 暑さ寒さに負けない、たくましい体をつくろう。 きまりを守り、健康で安全な生活をしよう あかるい家庭で、自覚と責任をもつ、強い子に育てよう。</p> <p>一、進んで教養を身につけ、知性豊かでうるおいのあるまちにしましょう。 つねに学習にはげみ、いつまでもわかかわかしく暮らそう。 読書は心の糧、寸暇を惜しんで活字に親しもう。 テレビやラジオをじょうずに活用して、生活に役立てよう。</p> <p>一、つねに相手の立場を考え、思いやりのあるあたたかいまちにしましょう。 たがいに親切にし、やさしい心を育てよう。 いつも笑顔で明るいあいさつをしよう。 集会や約束の時間を守り、他人に迷惑をかけないようにしよう。</p> <p>一、働くことに誇りをもち、いきいきとした豊かなまちにしましょう。 力をあわせて、地域の産業を発展させよう。 仕事に打ちこんで、職場になくはならない人になろう。 みんなで仕事をわけあって、働く楽しい家庭をつくろう。</p> <p>一、美しい自然、すぐれた文化や伝統をもちたて、ゆかしいまちにし</p>

<p>3 都市宣言 世界連邦都市宣言 (昭和 32 年 11 月 18 日宣言) 交通安全都市宣言 (昭和 37 年 2 月 20 日宣言) 環境美化都市宣言 (昭和 54 年 9 月 19 日宣言) 非核平和都市宣言 (昭和 59 年 12 月 24 日宣言) 人権尊重都市宣言 (平成 5 年 3 月 24 日宣言) 男女共同参画都市宣言 (平成 9 年 12 月 18 日宣言)</p> <p>4 市の木 黒松 (昭和 58 年 1 月 1 日制定)</p> <p>5 市の花 つつじ(さつきを含む) (昭和 58 年 1 月 1 日制定)</p> <p>6 市イメージキャラクター なし</p> <p>&lt;参考：都市イメージキャラクター&gt; 高松市の都市づくり、まちづくりの心を象徴的にビジュアルに表現するものとして制作し、活用している。 「ありがとう」、「こんにちは」の2種類</p> 	<p>ましよう。 郷土の史跡や文化財を大切にし、みんなの文化を高めよう。 川や道路も、みんなで使う施設は、きれいにしよう。 自然や芸術に親しみ、生活にうるおいをもたせよう。</p> <p>3 都市宣言 教育と文化の町宣言 (昭和 53 年 11 月 3 日宣言) 非核牟礼町宣言 (昭和 59 年 9 月 28 日宣言) 人権尊重の町宣言 (平成 5 年 3 月 22 日宣言)</p> <p>4 町の木 ユーカリ (昭和 57 年 1 月 15 日制定)</p> <p>5 町の花 つばき (昭和 57 年 1 月 15 日制定)</p> <p>6 町イメージキャラクター 与一くん (平成 4 年 1 月 26 日制定)</p>  <p>町制 30 周年記念として、町の顔となるものを制定して、町のイメージキャラクターとした。 「与一くん」という名前は一般公募、顔は堅固にそびえる五剣山、姿は源平合戦の武将「那須の与一」をイメージした。</p>
---	---

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市（注）のうち、

何らかの特例措置を設けている市 6市 / 特例を設けていない市 2市 / 合併協定書に記載のない市 2市

新潟市

- 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町民憲章については、黒埼地区の憲章として継承していく。
- 2 市民歌は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- 3 市の木、市の花は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。
- 4 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別を実施する。
- 5 成人式は、新潟市の制度に統一する。

新居浜市

- 1 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。
- 2 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一する。
- 3 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。
- 4 市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。
- 5 市花・市樹 新居浜市の市花・市樹を用いるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

## 慣行の取扱い（協定項目第12号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、慣行の取扱いについて確認した市 15市

#### 秋田市

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

#### 堺市

市(町)章 堺市の市章に統一する。

都市宣言等 堺市の都市宣言等に統一する。

なお、美原町の「ゆとり宣言」については、新市で検討する。

市(町)の歌 堺市の歌に統一する。

市(町)民憲章 堺市の市民憲章に統一する。また、美原町民憲章については、美原町域の憲章として伝承していく。

なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区民憲章の制定の必要性について検討する。

市(町)の木、花木、花、鳥

堺市の木、花木、花、鳥に統一する。また、美原町の木、花については、美原町域の木、花として伝承していく。

なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区の花等の制定の必要性について検討する。

#### 倉敷市

1 新市における憲章及び宣言は、倉敷市のものを用いるものとする。

ただし、船穂町及び真備町の町民憲章及び宣言については、各々の地区において継承していくものとする。

2 新市における「市章」、「市歌」、「市木」、「市花」、「市の鳥」については、倉敷市のものを用いるものとする。

ただし、船穂町及び真備町の歌、木、花については、各々の地区において継承していくものとする。

#### 高知市

1 新市における紋章及び市民の木・花，市の鳥並びに市歌は，高知市のものを用いるものとする。

2 新市における憲章及び宣言等は，高知市のものを用いるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 8 号

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）について

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 7 月 14 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 15 号	特別職の職員の身分の取扱い
牟礼町の特別職の職員（町長、助役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

現			況		
高松市			牟礼町		
区分	任期	給料月額	区分	任期	給料月額
市長	平成19年5月1日	1,133,000円	町長	平成19年4月26日	793,000円
助役	平成19年9月27日	915,000円	助役	平成19年5月5日	591,000円
	平成16年9月25日		教育長	平成16年9月30日	530,000円
収入役	平成19年9月27日	791,000円			
教育長	平成20年3月31日	745,000円			
先進地域の事例(参考10市)					
平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例					
新潟市 黒埼町の特別職(三役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。					
潮来市 牛堀町の常勤の特別職の職員(三役及び教育長)の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。					

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、特別職の職員の身分の取扱いについて確認した市 10市

#### 堺市

美原町の常勤の特別職の職員（教育長を含む）の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。  
美原町の非常勤の特別職の職員の取扱いについては、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って、協議・調整する。

#### 松山市

- 1 北条市及び中島町の特別職の職員（教育長を含む）については、合併期日の前日をもって失職する。
- 2 各種審議会委員等の特別職の報酬額については、松山市に統一する。

#### 高知市

鏡村及び土佐山村の常勤の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いは、3市村の長が別に協議して定めるものとする。

#### 長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の常勤の特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、1市6町の長が別に協議して定める。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

#### 4 その他

##### (1) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

###### ア 第6回会議

(ア) 日時 平成16年8月24日(火)午後1時30分

(イ) 場所 牟礼町役場別館 2階 第1会議室